



教育予算闘争を全力ですすめよう

2027 年度教育予算要求書

は じ め に

北教組は、9 月 30 日に道教委に対し「2027 年度教育予算要求書」を提出しました。

要求書では、今年度の重点課題に焦点を当て、①義務教育費国庫負担制度の堅持、国庫負担率 1/2 復元など教育予算拡充、②「点数学力向上策」などの教育施策の改善、③教職員定数の改善、④インクルーシブ教育の推進、⑤保護者負担の軽減、⑥旅費等の増額、⑦両立支援にかかわる諸対策、⑧勤務条件の改善、⑨自律的・民主的な職場づくり、⑩平和教育・包括的性教育の推進など、計 28 項目について要求しました。

とりわけ、今後の交渉に向けた欠員解消対策や超勤・多忙化解消、諸権利拡大などに加え、ICT 支援員や外国にルーツをもつ子どもをサポートする支援員など、国の定数改善を待たずとも道独自で措置できる人員の増配置を強く訴えました。これに対し道教委は、教員をはじめあらゆる職種の「人手」不足が課題であることは把握しており、担当課を中心にできる限りの努力をすすめるとともに今後も引き続き協議をしていく、と回答しました。

また、北教組は、今後の年末賃金確定交渉や教育予算交渉に向けて、超勤・多忙化解消のための実効性ある業務削減策の提示を強く求めるとともに、道教委と引き続き誠意をもって協議していくことを確認し、交渉を終えました。

北 海 道 教 職 員 組 合

内容

2027 年度 教育予算要求について	2
すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するための教育予算拡充	3
子どもの実態から乖離した教育施策の改善	3
教職員定数の抜本改善	5
インクルーシブ教育の推進	12
しょうがい児学校の条件整備	14
後期中等教育の充実	15
教育費保護者負担の解消	16
教育施設設備の整備拡充	17
子どもの健康対策	18
母性保障のための諸対策	19
両立支援にかかわる諸対策	20
教職員の教育活動費および旅費等の増額と個人負担の解消	20
教職員の健康維持と勤務条件の改善	22
職員の福利厚生	26
自律的・民主的な職場づくり	27
へき地の条件整備	27
平和教育の推進	27
地教行法「改正」にかかわる教育委員会制度について	28
ジェンダー平等教育・包括的性教育推進	28
「子どもの権利条約」の具体化について	28

2027年度 教育予算要求について

1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(25 年 7 月公表)によると、「子どもの貧困率」(17 歳以下)は 11.0% (21 年度比△0.5 ポイント)、ひとり親世帯では、44.7% (21 年度比 0.2 ポイント)となりました。同調査において、「生活が苦しいと感じる割合」は全世帯で 55.4% (21 年度 51.2%)、母子世帯では 82.1% (同 75.2)、子どものいる世帯では 61.5% (同 54.7%) といずれも 21 年度調査より増えています。小学校においては、26 年度からいわゆる「給食費無償化」が始まりましたが、北教組へは「給食がない長期休業中に十分に食事ができていない子どもがいる」などの声が寄せられています。また、道内の子ども食堂は 324 か所(道保健福祉部子ども政策局:24 年 4 月末現在)と、道保健福祉部が 19 年 9 月公表した 127 か所から約 2.5 倍に増えており、7 割が任意団体や NPO 法人が運営していることから、必要な家庭に公的な支援が行き届いていない実態であると指摘せざるを得ません。さらに、文部科学省「就学援助実施状況等調査」(26 年 7 月公表)では、24 年度の要保護・準要保護率は全国で 13.36%、北海道においては全国で 7 番めに高い 16.98%と依然として厳しい状況が続いており、私費負担となる教材費の物価上昇に生活保護基準や就学援助基準は追いついていません。

OECD の調査によると、日本の教育への公的支出は加盟国で最低水準の対 GDP 比 3.9%にとどまっています。26 年度から「義務標準法」改正により中学校の段階的な 35 人学級や大規模校における養護教員の配置改善などが始まりました。しかしながら、現場の過酷な勤務実態を抜本的に改善するには至っておらず、教職員が実感できる「働き方改革」には程遠い現状にあります。そのため、超勤・多忙化の常態化により、若年層教職員の離職や定年前退職、精神疾患による休職者の増加が続いており、欠員が補充されず残された教職員にさらに負担がのしかかる「負の連鎖」が止まりません。さらには、教職をめざす「なり手不足」も深刻な事態となっています。不登校・いじめ認知件数・自死などの人数が更新され続けている中、教職員は子どもたちの SOS を受け止め、一人ひとりに寄り添った教育活動をすすめたいと強く願っています。しかし、時間的・精神的余裕がない勤務実態の中で常に葛藤を抱えながら対応しているのが実状です。昨年度の「給特法等」改正では、主務教諭の創設や義務教育等教員特別手当の学級担任への加算など、教職員の協力・協働を分断しかねない施策が押しつけられました。また、次期「学習指導要領」に向けた中教審論議でも標準授業時数の削減は見送られています。文部科学省の 27 年度概算要求を見ると、「教育 DX」や「高校改革」などには事項要求や多額の予算を充てる一方で、現場が最も望む正規教職員の大幅増員には踏み込んでいません。現場の実態を直視しない的外れと言わざるを得ない施策ばかりが続き、現場には諦めすら漂っています。

道教委においては国に対し、子どもの教育を受ける権利の保障および教職員の超勤・多忙化解消に向け、30 人以下学級の早期実現や教職員定数の抜本的改善について強く要望することを求めます。

2. 道教委は、27 年 4 月に向け、新たな「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとしています。しかし、18 年度から 26 年度にかけて 3 期にわたり策定してきた「アクション・プラン」は、実効ある業務削減策を示さず、学校や教職員の意識改革の名のもと「効率化」を重視する内容でした。また、時間外在校等時間の短縮が目的化し、学校現場においては、週休日・祝日、休憩時間における業務従事時間を計測しないことや、持ち帰り業務の増加について「見て見ぬふり」が横行しています。また、部活動の地域移行について、業務負担軽減に繋がっていると実感している教職員は 2 割(北教組調査:26 年 9 月)にとどまっており、道教委には予算の確保とさらなる主体的なとりくみが求めら

れます。

これまでの教育予算交渉等で道教委が回答してきた「スクラップ＆ビルド」の掛け声は、学校現場にまったく届いておらず、生成 AI の活用や「学校と教師の業務の 3 分類」の適正化だけでは超勤・多忙化解消にはつながりません。

道教委においては、「業務量管理・健康確保措置実施計画」策定に対し、管理職だけではなく多くの現場教職員の意見を聴取するとともに、北教組との十分な協議を行うことを求めます。とりわけ、ワークライフバランスの実現に向けて、①年休の取得単位への「15 分」の追加、②休暇制度の拡充、③すべての市町村に対する在宅勤務要領の策定指示、④土曜授業の廃止、を求めます。また、欠員解消に向けては、①60 歳超教職員の処遇改善および人事上の配慮による退職防止、②道独自の「ワークライフバランス」加配の措置、を求めます。さらに、人事評価結果の賃金への反映については、差別賃金・管理統制強化とせず、すべての教職員の賃金水準改善とし、公平・公正な判定の徹底を求めます。

以下、北教組は北海道教育委員会に対し、2027 年度教育予算において、次の要求項目の実現を求めます。北海道教育委員会として責任をもって回答を示すよう要求します。

記

すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するための教育予算拡充

- 1 すべての子どもたちに行き届いた教育とゆとりある教育を保障するため、国に対して教育予算の大幅増額と義務教育の完全無償化を強く要求すること。また、教職員定数についても加配定数からの振り替えによらない実質的な増員とするため、全校種30人以下学級、当面、高校35人以下学級の実現や、1人あたりの持ち授業時数上限を定めた上での基礎定数化を国に求めること、あわせて、道教委として私学助成の充実や保護者負担の一層の軽減を実現すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の改悪に反対し、学校事務職員や学校栄養職員等への給与費負担適用と、義務標準法に規定される教職員定数の堅持をはかること。あわせて、当面の措置として国庫負担率を2分の1へ復元し、一般財源化された旅費や教材費等の国庫負担を復活させるよう、国に対し強く要求すること。
- 3 子どもたちの就学・修学を確実に保障するため、奨学金の金利軽減・廃止や返還義務猶予制度の改善を国に対し強く要求すること。また、「三位一体の改革」により廃止・縮減された要保護及準要保護児童生徒援助費補助金などの各種補助金について、国庫補助の復活、あるいは市町村の援助実績に見合った地方交付税等の財源措置を抜本的に拡充するよう国に強く求めること。あわせて、道教委として、各市町村において必要な就学援助が後退することなく確実に実施されるようはたらきかけや指導・助言を一層強化するとともに、当面の関連予算を道独自に確保すること。

子どもの実態から乖離した教育施策の改善

- 4 教育の国家統制と民営化、管理統制強化や教職員の分断につながる教育施策に対する反対を国に申

し入れること。また北海道における独自事業は行わないこと。

1. 「初任者研修制度」「中堅教諭等資質向上研修」を撤廃・縮小する方向で見直すこと。当面、時間外勤務とならないよう日程を組み、休憩措置や勤務時間のスライドなどを徹底するとともに事前準備や事後のまとめ作成によって超過勤務となることがないようにすること。また、文科省（独立行政法人教員研修センター）、道教委、市町村教育委員会、研修センター等による研修事業は、削減を基本に見直すこと。さらに、すべての教職員の研修は、教員の自律的・創造的な研修を認め、校長が長期休業中の校外研修を不承認とすることがないようにすること。また、「校長による教員等への『対話に基づく受講奨励』」については、研修の強要や不要な成果物の提出を求めないこと。「全国教員研修プラットフォーム」については、市町村教育委員会に対して公用メールアドレス付与などの条件整備を指導するとともに個人情報保護に十分配慮すること。
2. 文科省「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力等調査」は、多様な子どもを単一の尺度で測りインクルーシブ教育の理念に反することから実施しないこと。当面、競争や序列化を煽る結果公表や、対象学年以外での練習、過去問実施等の事前対策、教職員の多忙化を招く事後分析の強要を行わないこと。また、「チャレンジテスト」などの「学力向上推進事業」は、過度な学力競争を助長し教育の本質を見失わせるものであるため直ちに中止すること。
3. 「学習指導要領」は大綱的基準であり「職務命令」はなじまないことから、処分を前提として「日の丸・君が代」を強要しないこと。
4. 教育のDXにおけるICT機器の活用については、教育の民営化や商業化による公教育の解体、地域間・家庭間格差の固定化・拡大、「教育の画一化」が生じないように、十分な環境整備をすすめること。また、端末の更新・廃棄を含む機器の設定・保守管理等を教職員の業務から完全に切り離し、外部委託の強化やICT支援員の常駐など人員配置と対策を講ずること。さらに、情報漏洩や子どもたちの健康被害などの課題を踏まえ、機器の使用を強制せず、教材・教具の1つとして学校現場の裁量権を保障すること。
5. デジタル教科書については、子どもの学びや健康面への悪影響がいまだ危惧されている。思考・判断力を育む紙の教科書の有効性や直接体験の重要性を踏まえ、学校現場に対する一律の使用強制は行わないこと。
6. 「小学校教科担任制」は、一人当たりの教員の持ち授業時数軽減を目的とし、人員増をとまなうものとする。また、教職員定数加配（指導方法工夫改善を除く）が外国語、理科、算数、体育に限定されることで学校の自主的な判断が奪われる懸念があることから、実施教科・学年の決定について学校の裁量権を保障すること。さらに、「複数校兼務の場合、20時間を目標としつつ15時間以上」とする規定は、現場実態を考慮しておらず担当者に無理が生じているため見直すこと。加えて加配をとまなわない「教科担任制」は、中学校教員の乗り入れや校内の工夫に委ねられ現場の負担が大きいことから、人員増をはかること。
7. 学校の適正配置等にかかわって、地域・保護者との合意形成を軽視した、財政論先行の機械的な統廃合や義務教育学校の新設が行われることのないよう、市町村に対する指導・助言を一層強化すること。また、やむを得ず統廃合や新設が行われる場合には、前期課程の50分単位授業など子どもたちの負担増につながらない教育課程が編成されるよう適切な指導・助言を行うとともに、道独自の教職員加配等の予算措置を確実に講じること。

教職員定数の抜本改善

5 小・中学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級編制基準を、以下の通り改善すること。また、少なくとも現状で「義務標準法」を下回っている学校などについては早急に改善すること。

(1) 単式学級 小・中30人以下

教育の機会均等の精神に反することなく、すべての学級・地域において30人以下学級の実現にむけて国に強力にはたらきかけること。

(2) 複式学級 小10人以下

小1年を含む複式・中学校複式・とび石学級解消

(3) しょうがい児学級 小・中5人以下

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 一般教員

○ 持ち授業時数にもとづいた定数配置

・小学校では20時間、中学校では18時間など1人あたりの週の持ち授業時数の上限を設定すること。

○ しょうがい児学級 学級数×2人加配

・しょうがい児学級については、多様化・重度化する子どもの実態に応じたきめ細かな教育を保障するため、最低でも「学級数×2人」の教員を加配すること。また、普通学級との交流および共同学習を充実させるための人員措置を講ずること。

○ 通級指導教室

・子ども一人ひとりの必要指導時間数（週1～8時間）が大きく異なる実態を踏まえ、「13人に1人」といった人数の基準にとらわれず、教職員1人あたりの「持ち授業時数の上限設定」を前提とした十分な人員配置を行うこと。また、現在措置されている加配定数については削減することなく継続・拡充をはかり、速やかに基礎定数化すること。

○ 政令加配

・産炭地、過疎地、離島、アイヌ民族居住地域など教育上特別の配慮を必要とする地域の学校には教員を加配すること。

○ 免許外教科担当を解消すること。また、免許所持教員の複数校兼務を解消すること。

(2) 養護教員

○ 小規模校を含めた未配置を即時解消し全校配置とすること。また、前期・後期課程にわたり多様な健康課題への対応が求められる義務教育学校や大規模校に対しては、児童生徒数の基準にとらわれず複数配置を保障すること。

○ 小・中学校 1～14学級 1人

15～22学級 2人

23学級以上 3人

○ しょうがい児学級設置校に1人加配（政令加配）すること。

○ 複数配置にともなう諸問題については、別途北教組と十分協議すること。

(3) 学校事務職員

○ 全校配置すること。

○ 小・中学校 1～6学級 1人

7～18学級 2人

19学級以上 3人

- なお、配置数は義務標準法での積算数を充足すること。
- 加配・複数配置にともなう諸問題については、別途北教組と十分協議すること。
- 「学校事務の共同実施」は、導入しないこと。

(4) 専任司書教諭

- 専任司書教諭を全校に1人ずつ配置すること。当面、地方財政措置されている学校司書を各校に配置するよう市町村を指導すること。

(5) 栄養教員・学校栄養職員

- 食教育の充実と推進のため、すべての学校に栄養教員、又は学校栄養職員を配置し、19学級以上は2人以上とするなど、定数配置基準を食数から学級数に変更するよう国に求めること。
- 栄養教員の加配定数の拡充ならびに大型化する学校給食センターにおける配置基準を抜本的に改善すること。
- ゆたかな学校給食の実現と学校給食の安全衛生の向上、さらに給食従業員の労働条件改善のため、共同調理場やデリバリー給食を含む民間委託化をやめ、学校ごとの単独給食とするよう指導すること。また、デリバリー給食や給食センター売却を含む民間委託化をすすめざるを得ない市町村についても、栄養教職員を配置すること。
- 栄養教員・学校栄養職員の任用・配置については、別途北教組と十分協議すること。

(6) 学校給食調理員

- 給食調理員の定数化をはかるため学校給食法の改正を国にはたらきかけること。

(7) 学校「用務」職員（公務補）

- 12学級以下 2人
- 13～24学級 3人
- 25～36学級 4人
- 37学級以上 5人

- 積雪・寒冷・施設設備の実態を考慮し、配置補正をするよう指導すること。
- 学校給食調理員・学校「用務」職員などについては、民間委託化・パート化・欠員不補充などの「合理化」を行わないよう市町村を指導すること。

(8) 充て指導主事

- 廃止し、欠員解消につとめること。

(9) 年度途中に発令される新設校の教員・学校事務職員は別枠で措置すること。

(10) 医療的ケア看護職員

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（21年6月）の趣旨を踏まえ、地域の小・中学校における保護者の付添い負担を完全に解消するため、対象児童生徒が在籍する全校に医療的ケア看護職員を必要数配置すること。また、高度な専門性の確保と身分安定のため、パート等の非正規雇用にとどめず、正規職員として任用すること。
- 医療的ケア看護職員が未配置であることを理由に、地域の小・中学校への就学・転学を拒否したり、特別支援学校への就学を誘導したりするなど、インクルーシブ教育に逆行する対応は一切行わないこと。
- 「看護職員がいないため」に保護者が登下校や学校生活での付添いを余儀なくされている現

状を直ちに改めること。スクールバス等の専用通学車両への看護職員の同乗や、訪問看護ステーション等への委託・巡回体制をあらかじめ構築するよう市町村を指導し、十分な財政措置を国に求めること。

(11) 特別支援教育支援員等（学校介護員）

○地域の小・中学校でともに学ぶしょうがい児など、特別な配慮を必要とする子どもの増加に対応し、インクルーシブな教育環境を保障するため、特別支援教育支援員等（学校介護員）を必要数配置し、実態に応じた追加補充を行うこと。また、市町村の予算措置だけでは十分な配置が困難な実態にあることから、道独自の財政的支援を抜本的に拡充すること。

3. 学校・分校単位の積算を継続すること。

4. 次の道独自の定数改善を積極的にすすめること。

- (1) 「へき地」の教育条件整備のため、「へき地」学校の定員についても道独自の定数改善をすすめること。
- (2) 30日以内の病気休暇取得者等に対し、講師等の代替者を措置すること。また、代替者を事前に登録するなど遅滞なく対応できる体制を整備すること。

6 高等学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級編制基準を、以下の通り改善すること。少なくとも「高校標準法」を下回っている学校については早急に改善すること。

- (1) <全日制> 当面30人 *過疎地は当面25人以下
- (2) <定時制> 当面25人以下

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 教員の担当授業時数の標準を全日制15時間以下、定時制10時間以下を基本として次の定数を配置すること。

① 全日制

- 6学級以下 (学級数) × 2.70人
- 7学級以上 (学級数) × 2.50人 端数切り上げ *最低保障15人

② 定時制

- 4学級以下 (学級数) × 2.60人
- 5学級以上 (学級数) × 2.40人 端数切り上げ *最低保障15人

③ 通信制

- 生徒数30人に1人とする。

④ 通信制協力校

- 生徒数30人に1人とする。

(2) 「実習助手」を廃止し、「教諭一元化」を実現し、その定数を教員定数に加配すること。当面、呼称を「実習教員」に改めるとともに学校事情を考慮し、教員免許を有する者が授業を担当することを認めること。

① <理科実験>－<全日制、定時制>

- 12学級以下 2人
- 13～24学級 3人
- 25学級以上 4人

② 実習－<全日制>

- 農業・水産 (学級数) × 1 人加配
- 工業 (学級数) × 3/4人加配
- 商業・家庭 (学級数) × 2/9人加配 端数切り上げ

③ 実習－＜定時制＞

- 農業・水産 (学級数) × 3/4人加配
- 工業 (学級数) × 9/8人加配
- 商業・家庭 (学級数) × 1/4人加配 端数切り上げ

(3) 全日制、定時制等すべての課程に養護教員を配置すること。16学級以上については、2 人配置すること。

(4) 事務職員は、以下の通り加配すること。

① 全日制、定時制

- $4 + \frac{(\text{学級数}) - 6}{6}$ 端数切り上げ
- 農業・水産 2 人加配
- 工業 1 人加配
- 商業・家庭 1 人加配

② 通信制

- $5 + \frac{(\text{学級数}) - 1,200}{400}$ 端数切り上げ

(5) 全日制、定時制等すべての課程に専任司書教諭を配置すること。18学級以上については、2 人配置すること。当面、学校司書を各校に配置すること。

(6) 学校「用務」職員（公務補）

① 全日制、定時制

- 1～12学級 2 人
- 13～18学級 4 人
- 19～24学級以上 5 人

* 学級減により学級数に変動があっても校舎、敷地面積等を勘案し、配置すること。

② 通信制（独立校舎） 2 人

(7) 栄養教員・学校栄養職員については、完全給食実施校につき 1 人配置すること。

(8) 給食調理員は、200食以下を 4 人とし、100食増加ごとに 1 人以上配置すること。

(9) 舎監は、棟ごと、男女別に 2 人を配置すること。当面、寄宿舎を設置している学校への教員定数の加配を生徒50人まで 2 人、51人以上を 3 人とする。

(10) 寄宿舎における生活教育を専門とする「寄宿舎教員」制度を実現し、1 舎 2 人を配置すること。また、生徒51人以上は 1 人加配すること。

3. 複数の課程（併置校）は課程ごとに 1 校とみなすこと。

4. 学校ごとの積算を継続すること。

5. 次の道独自の定数改善を積極的にすすめること。

(1) 充て指導主事を廃止して教職員の増員をはかること。

(2) 現業職員等の職務替えについては、職務替え職員の勤務実態調査を継続するとともに、労働環境等を改善すること。

(3) 学校統廃合や学級削減にともなう機械的な教職員定数の削減は行わないこと。また、学科転換にともなって生じる職業科の過員については、過員措置を含め特別な措置を講ずること。

- (4) 市町村立高等学校の教職員定数については、道に準じて確保されるよう指導するとともに、必要な助成措置を講ずること。特に養護教員が未配置となっている町村立高等学校については、当該町村教育委員会を指導すること。
- (5) 欠勤者の代替基準については、すべての職種で小・中学校と同様とすること。
- (6) 生徒指導に関する加配にあたっては、中途退学者数のみで判断せず、教職員の生徒指導にかかわる勤務実態の聞き取りなどにもとづいて加配を措置すること。
- (7) 特別支援教育支援員の配置時間については、当該生徒の状況を踏まえ、学校と協議の上で必要な時間数を確保すること。
- (8) 通信制教育のスクーリング実施校に養護教員を1人加配すること。
- (9) 高体連・高文連・高野連の北海道事務局を担当する学校にそれぞれ1人加配すること。

7 しょうがい児学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級および舎室の編制基準を以下の通り改善すること。また、現状で「義務標準法・高校標準法」を下回っている学校などについては早急に改善すること。

(1) 学級編制基準

- | | |
|------------|----|
| ○ 幼稚部 | 3人 |
| ○ 小学部（単式） | 5人 |
| ○ 中学部 | 5人 |
| ○ 高等部 普通科 | 6人 |
| 専門学科 | 6人 |
| 専門（職業）学科 | 6人 |
| ○ 併設高等部普通科 | 4人 |
| ○ 重複学級 | 2人 |
| ○ 訪問学級 | 2人 |

(2) 寄宿舎の舎室編成の基準

- | | |
|---------|-------|
| 部別・男女別に | 1舎室2人 |
|---------|-------|

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 教員

① 小学部

部の規模	乗ずる数
1学級	4.000
2学級	3.000
3学級	2.667
4学級	2.500
5学級	2.400
6学級	2.300
7学級	2.286
8学級および9学級	2.250
10学級以上	2.000

② 中学部

部の規模	乗ずる数
1学級	6.000
2学級	4.000
3学級	3.333
4学級	3.000
5学級	2.830
6学級	2.714
7学級および8学級	2.444
9学級から11学級	2.200
12学級以上	2.000

③ 高等部

（学級数）×3人

- ④ 幼稚部 (学級数) × 3 人
- ⑤ 病弱養護学校定数配置は、上記①～③と同じとすること。
- ⑥ 盲・聾学校高等部の専門教育学科数 × 4 人
養護学校高等部学科数 × 4 人
- ⑦ 自立活動担当教員については、以下の基準により算出した人数を配置すること。
 - 一般校
「部の数+2」に、幼・小・中で7学級以上の場合は「学級数の1/4（端数切り上げ）」を、高等部のみで4学級以上の場合は「学級数の1/6（端数切り上げ）」を加えた数とすること。
 - 肢体不自由児校
「部の数+2」に「児童・生徒数の1/8」を加えた数とすること。さらに、12学級までは1人、13学級以上は2人を加配すること。
- ⑧ 寄宿舍を有するしょうがい児学校については、児童・生徒数80人以下の学校は3人、81人から200人までの学校には4人の教員を配置すること。
- (2) 養護教員
11学級以上は、1人加配すること。小・中・高の併設校には1人加配すること。
- (3) 実習教員
「実習助手」制度を廃止し、「教諭一元化」を実現するとともに、その定数を教員定数に加配すること。当面、呼称を「実習教員」に改めること。
 - ① 高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数 × 3
 - ② 養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く）の数 × 3
- (4) 舎監
寄宿舍生がいるすべてのしょうがい児学校に男女各棟に2人ずつ舎監を加配すること。
- (5) 寄宿舍教員
「寄宿舍指導員」を「寄宿舍教員」に改め、労働条件の改善をはかること。また、夜間の防犯、防災対策を強化するため、早急に定数増をはかること。
 - ① 1舎10人に満たない場合は14人を最低保障とすること。
 - ② 「重複・重度障害」については児童生徒2人につき1人を加配すること。
 - ③ しょうがい種が異なる学校間において寄宿舍統合を行う場合は、しょうがい種ごとに2人を加配すること。
 - ④ 土日に残る舎生がおり、閉舎できない寄宿舍には2人を加配すること。
- (6) 学校事務職員
次に掲げる数を合計した数とすること。
 - ① しょうがい児学校について、15学級まで4人、16学級以上30学級まで5人、31学級以上6人とすること。
 - ② 訪問教育担当教員を置くしょうがい児学校について1人を加配すること。
- (7) 医療的ケア看護職員
 - ① 医療的ケアを必要とする子どもの増加に対応し、専門性の確保と身分の安定をはかるため、全しょうがい児学校および寄宿舍に非正規雇用にとどめず正規職員として必要数を配置すること。
 - ② 登下校時における保護者の付添い負担を完全に解消するため、スクールバスへ同乗する医療的ケア看護職員の定数と予算を確保すること。

- ③ 医療的ケア看護職員の処遇改善と定着をはかるため、道教委やしょうがい児学校で相談・指導を行う「指導的な立場となる看護師」を配置すること。
- ④ 学校生活や登下校時において、保護者に付添いを求めている実態を直ちに改め、保護者の付添いを原則不要とする体制を構築すること。
- (8) 栄養教員・学校栄養職員
学校給食の実施に必要な施設を置き、学校給食を実施しているしょうがい児学校については、寄宿舎を置く学校には2人、その他の学校は1人を配置すること。
- (9) 専任司書教諭
全校に1人を配置すること。当面、地方財政措置されている学校司書を各校に配置すること。
- (10) 学校給食調理員
① 正規の職員とすること。
② 配置数は、完全給食を実施しているしょうがい児学校に
○ 70食以下 3人
○ 50食増すごとに1人加算すること
③ 寄宿舎については70食以下に4人配置し、30食増すごとに1人加算すること。
- (11) 学校「用務」職員（公務補）
1校につき2人とし、寄宿舎のある学校については、さらに1人を加配すること。
- (12) 特別支援教育支援員等（学校介護員）
特別な配慮を必要とする子どもの増加に対応し、インクルーシブな教育環境を保障するため、特別支援教育支援員等（学校介護員）を必要数配置し、実態に応じた追加補充を直ちに行うこと。また、非正規雇用にとどめず、正規職員として任用・配置すること。
- (13) ICT支援員
教職員が本来の教育活動に専念し、子どものゆたかな学習活動を保障するため、すべてのしょうがい児学校にICT支援員を配置し、機器にかかわる業務を教職員から完全に切り離すこと。また、専門性の確保と身分安定をはかるため、非正規雇用にとどめることなく、正規職員として任用・配置すること。
3. 学校・分校単位の積算を継続すること。
4. しょうがい児教育をより充実するため、大幅な道独自の定数改善をすすめること。
- (1) 訪問教育担当教員について、
①訪問先が遠距離であることを理由に地元の非常勤講師を採用することをやめ、地域の小中学校の正規教員を訪問教育にあてること。
②対象児童・生徒が部に1人の場合に、非常勤講師で対応するという現行の内部基準を改め、正規教員をあてること。
- (2) 高等部の重複学級の認可の拡大・増設をはかること。また、重複障害児2人ごとに1人を加配すること。
- (3) 重複学級・幼稚部を有する学校の寄宿舎について当面、該当児童・生徒2人に1人の寄宿舎教員を加配すること。
- (4) 高等養護学校の寄宿舎について当面生徒30人につき1人の寄宿舎教員を加配すること。
- (5) 寄宿舎教員の宿直基準数を次のように改善すること。

幼小中学部	幼児・重複	5人に1人
	肢体不自由	8人に1人

	上記以外	10人に1人
	最低保障	男子棟・女子棟ごとに複数
高 等 部	重複	5人に1人
	肢体不自由	男女別20人に1人
	上記以外	男女別30人に1人（障害の重い生徒は15人に1人）
	最低保障	男子棟・女子棟ごとに複数

- (6) 寄宿舎教員の週38時間45分労働を遵守し、寄宿舎生の教育を保障するため、各学校に寄宿舎教員を加配すること。特に、週末の帰省が困難で、多くの舎生が残る寄宿舎については、早急に加配を行うこと。
- (7) 臨時寄宿舎指導員の宿直予算については、しょうがい児の重度化・重複化にともなう夜間対応の増加に比例して復元・確保すること。あわせて、正職員が断続的勤務となる宿直時間帯において、休憩時間等に職員が不在となる事態を防ぐため、棟ごとに複数配置とし、切れめない体制を確保すること。
- (8) 「欠勤者等の代替等基準」の「代替等の範囲」にすべての教職員を含めること。
- (9) しょうがい児学校に教育相談担当教員を配置すること。

8 早期に欠員を解消すること。

1. 毎年欠員が常態化していることを踏まえ、加配措置を含めて欠員を見越した新規採用者を確保すること。
2. 産育休・病休・離職や、暫定再任用者の辞退などにより欠員が生じたときに、早期に欠員解消をするための加配を措置すること。
3. 学校事務職員や養護教員などについては、未配置が生じないように、正規教職員を配置すること。また、兼務校発令は行わないこと。
4. 暫定再任用および定年前再任用短時間勤務については、希望するすべての者の任用を保障するとともに、配置にあたっては本人の希望を十分に考慮して配置すること。また、道独自の予算措置を講じ、当該任用については定数外とすること。
5. 高齢期教職員の多様な働き方を確保したうえで、本人の意向や加齢などによる心身の状況を確実に把握し、校内において適切な役割分担が行えるよう人事配置に配慮すること。なお、「役職定年制」にかかわる「特例任用」については、厳格に運用すること。

インクルーシブ教育の推進

9 「国連障害者の権利条約」の精神に則り、「障害者基本法」「障害者差別解消法」「学校教育法施行令」「北海道障がい者条例」などがめざす共生社会を実現するため、市町村教育委員会への指導も含め、次の諸対策を講ずること。

1. 「差別的取り扱い」を解消し「合理的配慮」を提供するとともに、人権の尊重と社会参加の保障を徹底し、インクルーシブ教育推進に努めること。
 - (1) 国連障害者権利委員会による、しょうがい児を分離した「特別支援教育」の中止や、文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」の撤回勧告（22年9月）にもとづき、国へ要請するなどインクルーシブ教育の推進に努めること。

- ① 「発達障害」などに特化して「特別な場」で「特別な教育」を行うのではなく、子どもが普通学級から排除されることのないようにすること。あわせて、子ども・保護者の「合理的配慮」の求めを十分に尊重すること。
- ② しょうがいの改善・克服を中心とした「医学モデル」に依拠し「子どもの分離」をすすめる「特別支援教育コーディネーター」は廃止し、「社会モデル」「人権モデル」にもとづいたインクルーシブ教育をすすめること。
- ③ 「特別支援学級の編成に係る留意事項について（事務連絡）」（18年8月）にもとづき、学校や子どもの実態に応じて「交流および共同学習」の授業時数を設定できることを周知・徹底すること。
- ④ 就学時健康診断を子ども・保護者に強制しないよう、市町村教育委員会を指導すること。また、本人や保護者の同意なく「知能検査」「実態把握シート」「チェックリスト」を実施しないこと。さらに、検査結果によって就学先を決定しないこと。これらの調査などを用いる場合には普通学級での支援のために行うことを保護者と確認すること。
- (2) 「しょうがいの有無にかかわらず、すべての子どもが希望する地域の小中学校に就学できる」と定めた「北海道障がい者条例」を、すべての就学対象者と保護者に周知・徹底すること。転籍の制度について説明と意思確認を行い、希望を最優先に総合的判断をすること。子どもや保護者が普通学校へ就学・転学、しょうがい児学級から普通学級への転籍を希望した場合に、改正された「学校教育法施行令」に沿って、その意思を尊重すること。また、改正された『学校教育法施行令』の理念を具体化するため、しょうがいの有無にかかわらず、すべての家庭に地域の学校の『就学通知』を送付するとりくみをすすめるよう、市町村教育委員会を強力に指導すること。
- (3) 重度しょうがいの子どもを地域の小・中学校で受け入れることをすすめ、保護者付添いの負担をなくすために必要な制度改善をはかること。
- (4) しょうがいのある子どもの普通学校・普通学級での教育を保障するため、「合理的配慮」の求めがある場合には必要な教職員の配置を行うこと。また、「通級指導教室」にも必要な教員を配置すること。あわせて、すべての幼・小・中・高において、バリアフリー化をはじめとする施設・設備整備や、教材・教具の充実に必要な予算措置を講ずること。さらに、「障害者差別解消法」にもとづく対応要領について、いまだ策定していない、あるいは形骸化している市町村がある現状を踏まえ、法の趣旨に鑑み道自身が積極的にとりくむとともに、すべての市町村において実効性のある『要領』を直ちに策定・運用するようはたらきかけること。
- (5) しょうがいのある子が普通学級で学んだり学校行事に参加したりする際には、その都度「合理的配慮」について本人や保護者と話し合うこと。また、しょうがいのある子の保護者にだけ付添いを求めないこと。
- (6) 本人・保護者の同意なく「教育支援計画」を作成しないこと。
- (7) すべての子どもに後期中等教育を保障するためインクルーシブな高校づくりをすすめること。
- ① しょうがいのある受験生が不利にならないようにするために、受験時には十分な「合理的配慮」を行うこと。特に「特別な事情説明書」による配慮を求められた場合には、少なくとも中学校で行われていた「合理的配慮」をすべて認めること。また、「特別な事情説明書」の簡略化をはかること。
- ② 入学願書には特別な配慮の希望の有無だけでなく、具体的に求める配慮事項を記述できる記入欄を設けること。
- ③ 高等学校を含め、すべての学校に「特別支援教育支援員」など必要な教職員の配置すること。

あわせて、高等学校における「しょうがいのある生徒への教育的支援の充実」に向けた具体的方策を講ずること。さらに、入学後の単位認定や進級に際しては評価の工夫などを行い、責任をもって卒業させること。

(8) 高校で学ぼうがいのある子どもの教材費などは、就学奨励費の対象外となっているため、対象となるまでの期間は道独自予算で補助を行い、学ぶ権利を十分に保障すること。

(9) 居住地交流に必要な旅費などの予算を増額すること。

2. しょうがいを理由とする採用や復職時の差別をなくすこと。知的しょうがいなどを含めたしょうがいのある人の採用を促進し、「法定雇用率」を達成できるよう条件整備にとりくむこと。

3. 外国につながる子どもたちの人権を尊重し学びを保障するため、道立および市町村立学校における日本語を母語としない子どもの在籍状況と指導実態を把握すること。また、英語以外の母語をもつ子どもの増加により、少人数でも指導が困難な実態を踏まえ、加配教員の配置要件（「対象が4人以上、又は2カ国語以上」）を弾力的に運用し、必要な学校へ日本語担当教員や指導補助者を配置すること。

しょうがい児学校の条件整備

10 しょうがいのある子の教育を充実・発展させるため、次のことを重点に諸対策を講ずること。

1. しょうがい児学校の条件整備のための教育予算を大幅に増額すること

(1) 教育支援委員会は、民主的構成と運営のためにしょうがい当事者を加えること。現在、5歳児健診等でしょうがいが診断された際、本人や保護者の意向を無視してしょうがい児学校への就学を強制的に押しつける実態がある。こうした運用を直ちに改め、委員会を判別や権威的な振り分け機関とせず、一人ひとりの子どもと保護者に寄り添い、「合理的配慮」を保障し、適切な教育のあり方を支援する委員会とすること。

(2) 訪問教育を解消するための条件整備をすすめるとともに、当面、次の改善をすること。

① 訪問指導のみにとどめず、集団学習や交流学习などの機会を十分に保障するため、付添人経費等の予算を増額すること。また、登校学習の際には看護師が対応できるようにすること。

② 病院や福祉施設内の訪問学級を分校または分教室として位置づけ、学習の場所を確保すること。

③ 訪問教育を受けていた過年度卒業生の高等部教育を保障するため、間口を新設すること。また、義務化以前の就学猶予・免除者については入学を認めること。さらに、入学受け入れにあたっては、現場の意見をとり入れ、教育条件整備をすすめること。

④ 訪問教育を受ける子どもの在籍・所属を地域の小中学校とし、集団活動を保障するとともに、移動の負担軽減と経費削減をはかること。また、分校高等部に訪問学級を設置し、高等部教育を保障すること。

⑤ 訪問教育にかかわる教材・教具費を増額し、指導のための財政的措置を抜本的に改善すること。また、訪問教育については公用車を配置するなど、抜本的な改善をはかること。

⑥ 全道の就学猶予の子どもたちの実態調査を行うこと。あわせて、就学猶予の子どもたちの学習権を保障するため、教育委員会は子ども本人や保護者に対応などについて適切に説明すること。

(3) 寄宿舎を「生活教育」の場として位置づけ、そのために予算や施設設備の充実をはかること。

① 既存寄宿舎の入舎定員を見直し、個室化をすすめること。最低でも一室2人とする。

- ② 入舎生の急増にともなう狭あい化に対応するため、舎生の体格やしょうがいの実態に見合った施設設備の改善をすべての学校で早急にはかること。
- ③ 子どもたちが毎週帰省して家庭や地域で過ごせるよう、帰省費を増額し、とりわけ高等部生には帰省付添費を支給すること。また、福祉施設と連携し、長期休業や土日閉舎を促進すること。
- ④ 寄宿舎生が通院する際の病院付添い旅費を支給すること。
- (4)災害時に保護者等が長期間来校できない場合の待機体制構築にあたっては、教職員に専門外の医療的ケアを転嫁したり、過重な業務負担を強いたりすることがないように、行政の責任で医療提供体制を確保すること。
- (5)特別教室等を普通教室に転用するなど校舎の狭あい化がすすんでいるため、その解消をはかること。
- (6)しょうがい児学校からの補修調書にはすみやかに対応すること。
- (7)少人数のしょうがい児学校では、借り上げバス代の高騰により配分額が不足し、保護者が空港などまで送迎せざるを得ない実態がある。また、子どもの実態に応じて低床型やリフト付きバスが必要となる場合もある。こうした状況を踏まえ、修学旅行や校外学習等にかかるバス借り上げ料などの増額をはかること。
- (8)入学者選考検査の実施にあたっては、印刷会社から校正刷りを受けて校正を行えるよう、必要な予算措置を講ずること。
- 2. しょうがい児学校高等部の進路指導を充実させるため、条件整備をすすめるとともに予算を大幅に増額すること。
 - (1) 進路指導担当者を定数外配置とし、学校規模に応じて順次配置すること。
 - (2) 進路開拓が広域におよぶ地方の高等部の開拓費を大幅増額すること。
 - (3) 併設高等部の進路指導旅費を大幅増額すること。
 - (4) 現場実習にかかわる諸経費を公費負担とすること。特に施設実習にかかわる予算を早急に措置すること。
 - (5) 高等部卒業生の就労の場の確保と地域支援体制の確立をはかるため関係機関との連携を強め、早急に体制を整えること。
 - (6) 進路指導にかかわる公用車(リース車を含む)を配置するなど、交通手段の改善をはかること。
当面は自家用車使用について十分な補償を行うこと。また、電話回線の拡充をすすめるとともに当面は実習先との連絡用に専用のモバイル端末を措置すること。
 - (7) 高等部の卒後支援(青年学級)に対し活動費を措置すること。

後期中等教育の充実

11 高等学校の希望者全員入学(準義務化)・選抜制度廃止の実現を基本に、後期中等教育を充実するため、次の諸対策を講ずること。

- 1. 希望するすべての子どもの高等学校入学を達成するための抜本的な対策をはかること。
 - (1) 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」については、これ以上統廃合をすすめないよう撤回・再考すること。また、これにもとづく「公立高等学校配置計画」は撤回すること。
当面、道独自の措置により高等学校の学級定員を30人以下とし、生徒減による機械的な学級削

減や小規模校の再編・統廃合を行わないこと。

- (2) 「地元から通学できる高校への希望者全員入学」を実現するため、高校入学者選抜制度を廃止するなど抜本的な対策を確立すること。また、通学区域の拡大は、遠距離通学を助長し、学校間格差や受験競争激化をまねいていることから撤回・再考し、小学区制を基本に学区の縮小・再編すること。あわせて北教組が求める地域合同総合高校の具体化について検討すること。
 - (3) 地域連携校については、「集中取組期間中に第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」となっても、機械的に再編整備しないこと。また、地域連携校における教員の増員や、支援校から派遣される教員の負担軽減など、条件整備・改善にとりくむこと。
 - (4) 募集定員を下まわる場合は、選抜試験を行わないこと。また、定員内の不合格者を出さないこと。
 - (5) 高校選抜試験において、面接試験は一切行わないこと。また、傾斜配点、個人調査書と学力検査成績の比重の複数尺度化、英語の聞き取りテストなどの実施を廃止すること。
 - (6) アンビシャススクールなど「新たな特色ある高校」や、文科省「N-E.X.T ハイスクール構想」「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」、道教委「地域医療を支える人づくりプロジェクト事業」などの研究指定については、差別・選別や序列化につながることから、撤回・再考すること。
 - (7) 定時制高校は教育を受ける多様な機会を保障する重要な場であることから、一層の振興をはかること。当面、機械的な統廃合や学級削減、夜間定時制の募集停止を行わず、すべての学区に定時制課程を設置すること。あわせて、定時制就学奨励費を増額するとともに、夜間定時制の給食費および教科書を完全無償化すること。
 - (8) 道立高等学校の入学検定料・入学料を無償化すること。当面、入学料・入学検定料の値上げを行わないこと。また、入学時の誓約書にある保証人欄を削除すること。
2. 奨学金制度については、「北海道公立高校生等奨学給付金」などの給付型奨学金制度の維持・増額を国に要求すること。
 3. 私立高校授業料実質無償化による公立校離れを防ぐため、公立校の施設設備の充実や修繕などに予算を拡充すること。
 4. 「公立高校配置計画」により募集停止とされた高校の地域の子どもに加え、高校未設置の地域の子どもについても通学にかかわる費用を保障する「通学費等補助制度」とすること。当面、5年の年限を撤廃すること。
 5. ICTを活用した遠隔教育の普及などにあたっては、有朋高校の教職員定数を増やすなど、教育環境の充実をはかること
 6. 学校法人北海道朝鮮学園に対しては、国際友好と民族教育を保障する立場から管理運営費補助金を復活させること。そのうえで、1学級あたり・児童生徒1人あたりの助成金を増額すること。朝鮮高級学校の生徒に「高校無償化」が適用されるよう国に要請すること。

教育費保護者負担の解消

12 保護者の教育費負担を解消し、教育の機会均等を保障するため次の措置を講ずること。

1. 学用品や修学旅行等の行事費、スキー・スケート・個人用楽器などの個人用学習用具、ならびに本来公費でまかなうべき教材教具や消耗品類について、全額公費負担とするための十分な財源措置

を国に対し強く要求すること。あわせて、国庫負担から地方交付税措置に切り替わった教材費等が、各市町村において確実に基準財政需要額以上の教育予算として組み込まれるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言を一層強化すること。とりわけ、現場の要求にもとづく予算増額や、しょうがい児学級における行事費等について、道独自に必要な予算措置を講ずること。

2. 中学校や道立学校を含むすべての学校給食を無償化するため、学校給食法の抜本的改正と恒久的な財政措置を国に強く要求すること。また、食材費高騰による保護者負担増や給食の質低下を防ぐため、未だ有償である学校の給食費値上げを抑える道独自の支援や市町村への指導・助言を強化すること。さらに、給食費の枠組みから牛乳代を切り離して道が全額負担するとともに、無償化上限額の引き上げや不足分の公費補填など、国への要求および道独自の実効ある財政支援を早急に講じること。
3. 道立学校に対する学校配当予算を大幅に増額するとともに、需用費・消耗品費・実験実習費などを増額して保護者負担を解消すること。また、現行の「高等学校一般需要費基準」を改善すること。
4. 地方財政措置されている学校図書館図書標準、新聞の配備、学校司書の配置、について市町村を指導するとともに、図書館教育の充実をはかること。
5. 準要保護児童生徒への就学援助制度については、各市町村に対し「認定基準」「支給額」「支給項目」の改善を行うとともに、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費を支給費目に加え、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施するよう指導すること。また、生活保護基準の引き下げなどによる就学援助制度の縮減を行わないよう指導すること。
6. 部活動の地域移行にともない、指導者への謝金や会場費・交通費など保護者や本人に新たな受益者負担が発生しないよう、国に対し十分な財源保障を強く要求すること。あわせて、移行期における財源不足を理由に保護者へ負担が転嫁されることがないように市町村への指導・助言を徹底すること。さらに、地域移行の受け皿整備や保護者負担軽減に向け、道独自の予算措置を確実に講じること。
7. GIGA スクール構想および高校の 1 人 1 台端末にかかわって、定期的な機器更新や予備機の確保、タッチペン等周辺機器の購入、ならびに故障時の保守・修理経費について、十分な財政措置を国に対し強く要求すること。とりわけ、保護者への負担がきわめて大きい高校における「BYOD」については、全額公費負担とするよう国に強く求めること。あわせて、道教委として、小・中学校における端末の修理費について「ルールの明確化」を理由に保護者負担を容認するのではなく、公費で対応するよう市町村教育委員会に対する指導・助言を一層強化すること。また、高校の端末が国による公費負担となるまでの当面の措置として、文科省通知（令和 5 年 6 月 25 日付）等にもとづく大量調達への切り替えで低廉化をはかるとともに、保護者負担を軽減するための道独自の予算措置を確実に講じること。

教育施設設備の整備拡充

13 教育施設設備の整備拡充をはかること。

1. 子どものいのちと健康を守る熱中症対策は喫緊の課題であることから、空調（冷房）設備の設置推進にかかわって、文科省「学校施設環境改善交付金」等の補助率引き上げや対象拡充を国に対し強く要求すること。とりわけ、自治体が空調稼働をためらう要因となっている電気代等のランニングコストについて、国による新たな財政措置を強く求めること。あわせて、道教委として国の補助

制度を最大限に活用し、道立学校における教室の空調設備の設置を急ぐこと。また、災害時の避難所としての役割を担う屋内体育館や、特別教室（理科室・家庭科室等）への設置をすすめること。さらに、市町村においても設置が遅れることがないよう指導・助言を一層強化するとともに、空調の設置や稼働に必要な電気代等にかかる市町村負担を軽減するための道独自の財政的支援を講じること。

2. 光熱・水道費の確保をはじめ、校舎の営繕、暖房、採光や照明の整備、特別教室の設置・充実、児童・生徒用の男女別更衣室やトイレの水洗化および性別に関係なく利用できるトイレの設置、職員用男女別トイレの整備、児童生徒用机・椅子の更新、遊具の安全管理などについて、道立学校で実施するとともに市町村を指導すること。また、労働安全衛生および母性保障の観点から、妊娠した職員が必要に応じて横になって休養をとれるよう、男女別休憩・休養室を確保すること。
3. すべての学校において玄関・廊下・各フロアを車椅子で移動できるよう改築すること。あわせて、多目的トイレやエレベーターを設置するよう市町村を指導すること。
4. すべての教職員用の PC 端末の整備・更新をすみやかに行い、そのための予算を十分に確保すること。また、養護教員、栄養教職員、学校事務職員にもタブレット端末を配付すること。
5. 私物のスマートフォンを教室に持ち込めない実態を踏まえ、天災に関する情報受信や緊急連絡、子どもの体調不良や不審者対策などに対応するため、職員室や教室間の通信手段および校務用携帯電話を整備すること。
6. 災害等による停電時に備え、非常用電源の確保および医療材料等の備蓄を各市町村の責任で行うよう指導するとともに、道立学校に整備すること。

子どもの健康対策

14 子どもの健康福祉対策を強化し、子どもの健康権を保障するために万全の措置を講ずること。また、真にゆとりある学校生活を送れるよう条件整備に努めること。

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センターにかかわる業務は依頼業務であることから、養護教員など特定の教職員に強制しないこと。また、以下の事項について市町村教育委員会への指導を徹底すること。
 - (1) 独立行政法人スポーツ振興センターに対しては、「災害給付オンライン請求システム」について事務手続きを簡素化するとともに、個人情報のオンライン化を強要しないようはたらきかけること。また、市町村教育委員会に対しては、学校に強要しないよう指導すること。
 - (2) 27 年 1 月よりオンライン請求新システムがスタートすることから、道教委はその変更について把握し、学校任せにせず、保護者、学校、医療機関に説明責任を果たすよう独立行政法人スポーツ振興センターにはたらきかけ、市町村教育委員会に指導すること。
2. 子どもたちの人権・プライバシーを尊重し、子どもや保護者の選択権を保障した健康診断を行うため、当面、次の措置を講ずること。
 - (1) 健康診断の実施方法については、学校現場の意見を尊重して行うよう、市町村教育委員会に指導すること。また、受診を強要しないよう指導すること。
 - (2) 健康診断は学校保健安全法に定められている項目を基本とすること。学校保健安全法に定められていない検診項目については、生涯健康管理等の目的で精密化・多項目化を行わないこと。また、ピロリ菌検査などの法的根拠のない精密検査は行わないこと。

3. 健康診断記録やデータ情報については、プライバシー保護に十分配慮するとともに、目的外使用がないよう、市町村教育委員会へ指導すること。
 - (1) 健康診断票に含まれる子どもの個人情報について外部から求められた場合は、個人情報保護法にもとづいて判断するよう指導すること。あわせて、保護者・本人への説明を行い、同意を得られない場合には個人情報を提出しないよう徹底すること。
 - (2) 様々な団体からの各種調査や報告書については、個人情報の扱いに疑問があるうえ、学校現場の超勤・多忙化に拍車をかけていることから、学校へ直送される調査も含め、道教委が責任をもって精査し、調査を削減すること。
 - (3) 「学校検診情報のデータベース化とその利活用」事業については、撤回を国に要請すること。
4. 11年1月に日本弁護士連合会が出した「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を尊重し、文科省の見解も踏まえて、「北海道歯と口腔の健康づくり 8020 条例」による学校などにおける集団フッ素洗口を中止すること。
 - (1) フッ素洗口を導入していない地域に対して一方的な指導を行わず、「8020 条例」の趣旨にもとづき各自治体の判断を尊重すること。
 - (2) フッ素洗口にかかわることによって、本来の教育活動に支障をきたしている実態を解消し、教職員の業務負担を軽減するため、抜本的な改善を行うこと。積極的に、学校外実施（文科省の「学校と教師の3分類」による。歯科医や地域施設で実施。）や、学校で教職員が洗口液を希釈することや、薬局等からの運搬の必要のないポーションタイプへ変更するなどの対応を講じること。
 - (3) フッ素洗口によって健康被害が判明した場合には、その責任の所在が道教委にあることを明確にすること。
5. エピペン（アドレナリン自己注射）等、学校で児童生徒の生命に関わる緊急時（アナフィラキシー、重症低血糖、てんかん発作など）に事前に医師の指示や保護者の同意がある場合、教職員が本人に代わって投与（使用）できる緊急用医療品の使用にかかわる事故発生については、責任が教職員にないことを明確にするとともに、使用にあたっては教職員の理解を十分に得ること。

母性保障のための諸対策

15 母性保障のために次の諸対策を講ずること。

1. 学校に勤務するすべての職員に産休代替法を適用するよう、国および自治体に対してはたらきかけること。
2. 産前休暇については10週に改善するよう国にはたらきかけること。当面、道独自の措置を講ずること。また、4ヶ月（85日）未満の流産や母体保護のためなどによる人工中絶についても産後休暇の適用とし、最低2週間の休暇を保障すること。
3. 妊娠障害休暇における代替者は、すべての職種に専任で配置すること。その際、代替者は有資格者とし、産前・産後休暇と連続して措置すること。また、時間講師については週20時間以上の勤務とすること。
4. 育児休業終了時や妊障と産休、産休と育休などの切り替えに際して、代替者が異なる場合や、産前休暇の前に妊娠障害休暇をつけた場合などにも確実に引き継ぎ期間を設けること。また、その引き継ぎ期間は専任の身分とすること。

両立支援にかかわる諸対策

16 両立支援にかかわり、次の諸対策を講ずること。

1. 道教委「特定事業主行動計画」（26年3月改訂）にもとづき、「男性職員の育児休業取得率の向上（85%）」および「育児参加休暇」の取得促進をはじめ、「時間外在校等時間（年間360時間以内）」などの数値目標達成に向け、実効ある施策を講ずること。あわせて、「年休の取得促進」や「弾力的な勤務形態」等の進捗状況を的確に把握し、今後の計画推進や見直しにあたっては北教組と十分協議のうえ、学校現場の声を反映させること。
2. 配偶者出産休暇の日数を5日に増やすこと。
3. 教職員の多様な働き方をすすめるため、現行の早出・遅出勤務を見直し、対象範囲を拡充すること。
4. 介護休暇を有給制とし、要介護者の範囲をおじやおばまで拡大すること。
5. 短期の介護休暇については、教職員が取得しやすいよう申請書などを廃止し、手続きを簡素化すること。また、要介護者1人につき年10日とすること。
6. 介護のための短時間勤務制度を新設すること。
7. 介護などで離職した教職員が速やかに復帰できるよう情報提供体制を整えること。また、正規教員としての復帰を希望する者に対しては、退職教員特別選考の試験項目免除などをさらにすすめること。
8. 子育て支援休暇については、対象範囲を拡大すること。また、取得事由に学校行事などが加わったことから、子ども1人当たりの日数を8日に増やすこと。加えて、予防接種希望者に対するすべての付添は「義務免」とすること。また、予防接種の抗体検査も同様の扱いとすること。
9. 子どもを除く家族の看護を目的に、年10日の「家族看護休暇」を新設し、孫の看護も可能にすること。
10. すべての教職員が介護休暇や育児の短時間勤務など、必要な休暇を取得しやすいよう、代替者の確保等の条件整備を早急に行うこと。代替者については職種ごとの専任の代替者を確実に配置するとともに配置期間は復職時の引き継ぎ期間など学校現場の実態にあわせた運用とすること。

教職員の教育活動費および旅費等の増額と個人負担の解消

17 教職員の教育活動および旅費等にかかる個人負担を解消するため、市町村を指導するとともに、道独自でも必要な予算措置を講ずること。

1. 道立学校における見学旅行や宿泊学習の添乗員経費について、旅行を安全かつスムーズにすすむよう管理・サポートするため、添乗員の同行が必要であることから、引率教員が自己負担を強いられている状況を解消すること。
2. 市町村立学校における見学旅行等の施設入場料や旅行取扱手数料は、旅費支給外であり引率者の自己負担となっていることから、市町村教育委員会に対して措置するよう強く周知徹底すること。
3. 授業活動や学校行事に必要な被服（運動着・運動靴・白衣・作業着など）や授業用具（スキー・スケート・技術科工具など）の個人負担を解消するとともに、支給方法は学校現場の要望に応じて行うこと。

4. 校外活動に際しては、スクールバス（借り上げバスを含む）など公費負担による移動手段を確保すること。
5. 校内教職員研修促進費について、教職員の自主的な教育研究や教育活動を保障するため、自主研修部分については基準単価を教職員 1 人当たり 20,000 円増額するとともに、次年度は最低でも基準単価を倍増すること。校内研修部分については、小中学校 1 学級当たりの単価を増額し、その用途は拘束せず教職員の意思によるものとする。
6. 学校管理運営旅費については、オンラインを活用できない教育相談や学校運営にかかわる業務が多く旅費が不十分であることから、配分基準および配分額を増額すること。
7. 校外学習指導旅費の配分単価について、1 学級あたり小学校 290 円、中学校 340 円、高等学校 2,400 円、しょうがい児学校 930 円となっており、貸し切りバス代の高騰や交通機関の運賃引き上げなどが全く考慮されていないことから、正確に学校の実態を調査し単価を引き上げること。
8. 見学旅行および宿泊研修の引率旅費上限について、貸切バス代の値上げや北海道新幹線の利用、宿泊費の値上がりにより、上限を超えることがある学校現場の実態に則した配分基準・配分額とすること。また、上限を超えた場合、学校配当旅費からではなく事業旅費で対応すること。
9. へき地指定学校に勤務する教職員の研修旅費については、別枠で措置し、教職員 1 人当たり 100,000 円以上を計上すること。
10. 次の各旅費については別枠により措置すること。
 - (1) 家庭訪問旅費（生徒指導旅費）については 1 学級 20,000 円以上とすること。あわせて、しょうがい児学校については旅費を増額し、教職員 1 人当たり毎年度 1 回は担当する子どもの家庭を訪問できるよう措置すること。また、寄宿舎教員の家庭訪問旅費も増額すること。
 - (2) 中学校・高等学校・しょうがい児学校の進学就職対策旅費については、旅費規定にもとづいて支給すること。
 - (3) 見学旅行および宿泊研修の引率教職員人数は、次の通りとすること。
 - ① 引率教職員人数が減少し引率教職員の負担が増していることから、14 年までの配分基準以上の措置を講ずること。当面、14 年までの配分基準を下回っている分を元に戻すこと。また、学校実態による特別な配慮の範囲については弾力的に運用すること。
 - ② しょうがい児学級が設置されている学校にあっては、学級の実態に応じて加算すること。
 - ③ しょうがい児学校の見学旅行については、引率旅費配分額と引率教職員人数の改善を引き続きすすめること。あわせて、病弱養護学校以外の場合でも医師・看護師の付き添いが必要な場合の旅費は別枠で措置すること。さらに訪問学級を持つしょうがい児学校の見学旅行では、訪問教育非常勤講師を引率として認めること。
 - ④ 在籍にかかわらず、しょうがい児が所属する学級を引率する場合について、今後も必要に応じて引率教員数を増やすとともに、事業旅費として支給すること。
 - (4) 高等学校の宿泊研修などにかかる付添旅費については、普通旅費とし限度額の設定を撤廃すること。また、付添基準は生徒 20 人につき教員 1 人以上とするとともに、女子生徒への付添いのために道費負担による女性看護師を別枠で 1 人措置すること。
 - (5) 高等学校の指導旅費を次の通り増額すること。
 - ① 通信教育実施学校 1 人年額 70,000 円以上
 - ② 通信教育協力校巡回指導旅費 1 人年額 50,000 円以上
 - ③ 通信教育協力校教職員卒業式への参加旅費 1 人 30,000 円以上

- ④ 通信教育協力校会議旅費 1人年間2回以上、1回につき30,000円以上
- ⑤ 定時制指導旅費 1人年額50,000円以上
- (6) 小・中学校事務職員の加配校およびその連携校について加算配分すること。
- 11. 栄養教職員の円滑な活動を保障するため、道教委として必要な予算措置を確実に講じること。
あわせて、市町村教育委員会に対し、市町村所有の公用車を使用できる手立てを講じるよう指導・助言を一層強化すること。
- 12. 部活動指導員および部活動外部指導者について、大会などの引率旅費を措置すること。

教職員の健康維持と勤務条件の改善

18 教職員の健康維持・勤務条件改善のため次の対策を講ずること。

1. すべての教職員が、少なくとも上限を遵守できるよう、早急に実効性ある超勤・多忙化解消策を示すこと。また、国に対して、教職員定数増、標準授業時数削減、1人あたりの持ち授業時数の上限設定、『給特法』の廃止・抜本的見直し」を求めること。
 - (1) 教職員の持ち授業時数の縮減や欠員状況の確実な解消をはかり、深刻な超勤・多忙化を解消するため、道独自の定数加配措置を講じること。あわせて、措置された定数については現場の実態に即した弾力的な運用を行うとともに、複数校兼務が想定される配置においては、あらかじめ移動距離や時間を考慮し、担当教職員の過度な負担とならないようにすること。
 - (2) 過剰な余剰時数確保により、標準授業時数を大きく上回る授業時数が計画されていないかを引き続き調査すること。とりわけ一部の義務教育学校の前期課程が50分授業を実施し、余剰時数を45分単位で計算していないことについて調査し、実態に応じて指導を徹底すること。また、余剰時数については、42時間（6コマ×7日間）を上限とすること。さらに、災害や感染症等による臨時休校・学級閉鎖など、やむを得ない事情により年間標準授業時数の確保が困難となった場合の対応について、「標準授業時数を下回っても直ちに違法とはならない」とする文部科学省通知の趣旨が学校現場に全く生かされておらず、過密な時数回復措置が行われていることから、道教委として国の通知を厳格に適用し、市町村教育委員会および各学校に対する指導・周知を徹底すること。
 - (3) 「土曜授業」は、スポーツ大会や多様な家族の過ごし方により欠席が多いことや、週明けの子どもおよび教職員の負担が大きい実態がある。授業時数確保や「学力向上」を目的とした実施は廃止するよう市町村に指導・助言すること。
 - (4) 部活動の地域移行と教職員の負担軽減を確実にすすめること。
 - ①依然として深刻な指導者不足があり、進捗に地域格差が生じていることから、市町村任せにせず道教委が主体となり、実効ある財政的・人的支援を早急に講じるとともに平日の活動を含めた地域移行をすすめること。あわせて、受け皿不足を理由とし本人の意思に反した兼職兼業が行われていないか実態把握をすすめ、事実上の強要が確認された場合には指導を徹底すること。
 - ②「平日の部活動は2時間程度、休日は3時間程度、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内」とする基準が遵守されるよう実施状況を検証すること。
 - (5) プールの日常管理やスケートリンクの造成が教職員の労働過重となっていることから、「学校と教師の3分類」にもとづき、専任の管理者を配置するよう市町村を指導すること。
2. 勤務時間遵守についてすべての学校現場において徹底すること。

- (1) 「給特法条例」にもとづき、原則時間外勤務を命じないこと。また、命ずる場合は「限定4項目」に従事する場合で、臨時および緊急にやむを得ない場合に限るという規定を徹底して遵守すること。
 - (2) 休憩時間を確保すること。
 - (3) 勤務時間のスライド、週休日の振替・特例、代休日の指定について周知・徹底をはかること。
また、やむを得ず業務を行った場合には、完全措置を講ずること。
 - (4) 在校等時間の定義について周知・徹底し、週休日・休日、休憩時間の業務時間を把握すること。
 - (5) 在校等時間の不適切な把握や「時短ハラスメント」が生じることのないよう適正な運用を徹底して指導すること。
 - (6) 道内すべての公立学校における時間外在校等時間を把握し、公表すること。また、各市町村に対して、時間外在校等時間の公表を指導すること。
 - (7) 「アクション・プラン」改訂後も持ち帰り業務について実態が把握されていないことから、市町村教育委員会および学校に対し周知・徹底すること。
 - (8) 時間外在校等時間が上限を超えた職員の業務内容を分析すること。また、連続して上限を超えることがないように、直ちに業務を削減すること。
 - (9) 「勤務間インターバル」の導入にあたっては、北教組との交渉・協議を行うこと。
3. 「学校閉庁日」は、勤務不要日とすること。
4. 超過勤務を実質的に回復するよう勤務時間に関する制度改善を行うこと。
- (1) 「要領」の周知・徹底、活用促進を行うこと。
 - ① すべての対象業務に「要領」を適用するよう、学校現場への指導を徹底し活用促進をはかること。
 - ② 修学旅行および宿泊研修にともなう「勤務不要」「割振無し」の日は、できる限り子どもの休養日と合わせて確保するよう指導を行うこと。
 - (2) やむを得ず勤務時間外に行われている勤務の実態を踏まえ、「要領」の対象業務を拡大するとともに、その運用を改善すること。
 - ① 「テスト作成・採点業務」などを「要領」の対象業務に加えること。
 - ② 実態に即して再割振りや変更を容易にできるようにすること。
 - ③ 複数日にまたがる一連の業務を日にちごとに異なる4週にまたがることができるようにすること。
 - (3) 週休日の勤務は、「特に命ずる必要がある場合」に限定されていることから、①原則、週休日に勤務を命じない、②命じる場合には振替を確保した上でやむを得ない場合に限る、③振替はできる限り直近に行う、④止むを得ず長期休業期間中に「振替」を行う場合には完全に措置させる、ことを再徹底すること。
5. 道教委の判断による具体的な業務削減策を行うこと。
- (1) 道教委で必要最小限に精選し、送付文書および調査を半減させること。
 - (2) 参加・作品募集チラシなどについて、関連諸団体への協力を求め、学校への配布をとりやめること。あわせて、市町村独自の事業についても同様に扱うよう、市町村教育委員会への指導を行うこと。
 - (3) 道教委が実施している官制研修を削減すること。
 - (4) 道教委による道立および市町村立学校への研究指定は、公開研究会の準備や研究紀要・報告書作成などによる超勤・多忙化が生じることから廃止・縮小すること。当面、精選なき道教委「研

究・事業」の拡大は行わないこと。

(5)主任等で構成される企画・運営委員会等を廃止し、職員会議の時間を十分確保すること。

6. 在宅勤務については、その趣旨を周知・徹底するとともに、報告は在宅勤務報告書によることを基本とするよう指導すること。また、未導入の市町村に対して、早期に導入するよう指導・助言を行うこと。

7. 休暇制度を充実すること。

(1) 男性も含めた更年期障害の実態を調査・把握し、健康支援のため、通年・継続・時間単位での取得も可能な更年期障害休暇を新設すること。

(2) 冬季休暇を新設すること。リフレッシュ休暇については、日数を増やすとともに新たに 60 歳超教職員を対象にした区分を新設するなど、要件等の見直しを行うこと。

(3) 離島においてフェリーや航空機の欠航により帰島できない場合は、特別休暇（災害事故休暇）の対象とすること。

(4) 疾病を抱える教職員や慢性疾患患者（生活習慣病や指定難病などを含む）が、療養と勤務を両立できるよう条件整備を行うこと。また、治療のための定期通院は、疾病の種類によらず「病気休暇」として取り扱うこと。

(5)「無給休暇」を新設する際には、生涯賃金への影響など休暇取得者の不利益とならない制度設計とすること。

8. 学校現場の実態を踏まえ、年休の取得単位時間を 1 時間から 15 分単位へと変更すること。

9. 「男性職員の 1 週間以上の育児休業取得率 85%」「配偶者出産休暇と育児参加休暇を合わせて 5 日以上取得する男性職員の割合 100%」「夏季休暇を 5 日取得する職員の割合 100%」などの目標値を設定するとともに、校長に対し取得しやすい環境整備や人員配置に配慮するよう周知・徹底すること。

10. 出退勤管理システムの抜本的な機能改修を行い、休暇申請から電子決裁、残日数の自動計算までシステム上で完全に完結させ、紙の帳簿との二重管理を解消すること。あわせて、正確な勤務時間把握のため、同システムを市町村立学校でも活用できる全道統一のシステムとすること。

11. 実効ある超勤・多忙化解消策をすすめるにあたっては、学校事務職員や栄養教員への業務転嫁を行わないこと。

12. 「栄養教諭」の勤務条件や職務内容の改善に向け、当事者の意見を十分に聴取すること。また、学校等との協議の上で勤務パターンが設定されているか調査し、未実施の市町村へ指導すること。さらに、文科省通知（25年4月30日付）を理由に既存業務の整理を行わないまま、さらなる食教育を押しつけないこと。あわせて、給食費の公会計化や徴収・管理業務の学校外への移管を市町村教委にはたらきかけること。

13. 上記 1～12 にもとづき新たな「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること。その際に北教組と協議すること。

14. 長期休業中は「教特法」および「文部事務次官通達」「11.13 教育長通達」「7.19 通知」の趣旨にもとづき、校外研修を積極的に促進し措置するよう指導すること。あわせて「教特法」の趣旨に反して校外研修を一切認めない、あるいは過度な報告や成果物の提出を求める市町村教育委員会や校長に対しては是正を徹底すること。

15. 学校事務の合理化を口実とした「学校事務の共同実施」や教職員の差別分断につながる「新たなミッションを担う事務職員配置」「専門人材の配置充実加配」などの加配は導入しないこと。また、

「事務長」の配置についても行わないこと。さらに、17年4月の学校教育法・地公行法等の改正にともなう「共同学校事務室」や「室長」の設置、学校事務職員の「職務の明確化」などについては、勤務条件にかかわるため、北教組と交渉し、一方的に導入しないこと。

16. 事務主幹制度については、命課基準を満たす学校事務職員が対象から漏れないよう該当者に周知・徹底するとともに、広域人事異動を強要するなど不利益を被らないようにすること。配置校に既配されている事務主幹以外の学校事務職員が異動年数に達していない場合に異動の強要を行わないこと。
17. 36協定にかかわり、学校事務職員などの時間外勤務手当について予算を確保し、制度制定の趣旨を踏まえて、実績に応じて支給すること。
18. 道立高校および道立中等教育学校における教員の寄宿舎の宿日直を廃止すること。
19. あらゆるハラスメント防止について、次の対策を講ずること。
 - (1) 「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針」をすべての職場に周知・徹底するとともに「パワー・ハラスメント」「セクシャル・ハラスメント」「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」に加え、「時短ハラスメント」などについても防止を徹底すること。また、問題を解決するためには「指針」の内容にとらわれることなく、被害者の立場に立った誠実な対応をすること。
 - (2) 相談窓口については、学校や教育行政内部に限定せず、第三者機関による相談窓口を開設すること。また相談員は弁護士や・カウンセラーなどの専門職とし、女性相談員の配置を継続すること。
 - (3) 市町村立学校で発生した事案について市町村教育委員会で解決に至らない場合は、道教委が窓口となり対応できるよう制度を改善すること。
 - (4) 子どもの人権を保障し、あわせて、スクールハラスメント防止にとりくむこと。
 - (5) しょうがいのある教職員へのハラスメントを防止すること。また、状況に応じて支援職員を配置するなど必要な「合理的配慮」を行うこと。
 - (6) 「北海道カスタマーハラスメント防止条例」を周知するとともに、学校における実効あるとりくみをすすめること。
20. 教職員の賃金を改善すること。
 - (1) 多学年学級担当手当について、「へき地教育振興法」の趣旨にもとづいて設けられたものであることから、教育の機会・均等を確保するため北海道独自で措置すること。
 - (2) 義務教育等教員特別手当の学級担任加算について、学級担任にのみ手当を加算することで、業務の平準化の停滞および学校現場の協力・協働体制を崩壊させる恐れがあることから、支給方法を見直すとともに現場実態を調査・検証すること。
 - (3) 「給料の調整額」について、しょうがい児学校や学級、児童自立支援施設に併設されている分校の教職員は、勤務条件などが著しく特殊であることから、「調整数」を引き上げること。
 - (4) 「学校職員人事評価制度」については、差別賃金・管理統制強化とせず、すべての教職員の賃金水準改善とすること。
 - (5) 勤勉手当の成績率や上位区分へ充当する原資について、現行水準の維持・改善すること。また、上位区分の人員分布率や人事評価制度を見直す場合には、我々と交渉・協議すること。
 - (6) 60歳超常勤教職員・暫定再任用教職員・定年前再任用短時間勤務教職員の賃金・勤務条件の均衡をはかること。特に暫定再任用教職員等の期末・勤勉手当については定年前の教職員と同様の支給月数にすること。

- (7) 55歳を超える教職員の事実上の昇給停止措置を廃止すること。
 - (8) へき地手当について、手当額の引き上げや対象学校を拡大するとともに、へき地手当に準ずる手当についても、支給期間を延長するなど改善すること。
 - (9) 事務主幹制度については、対象者の不利益とならないよう、市町村の配置校数や配置校変更を弾力的に運用し、事務主幹数の拡大、命課基準の緩和など制度改善をすること。
21. 憲法 28 条で公務員にも保障されている団結権を学校現場で十全に保障するとともに、勤務条件にかかわる事項はすべて交渉に応じること。

職員の福利厚生

- 19 教職員の福利厚生を増進するための諸対策を講ずるとともに福祉関係予算の増額をはかること。
1. 医療・年金の充実など社会保障制度を確立するため、次の項目の実現に努力すること。また、公立学校共済組合については、運営の民主化、給付内容の改善を中心に整備充実をはかること。
 - (1) 当面、次の点について実現するよう国および関係機関にはたらきかけること。
 - ① 被用者年金一元化後も、これまでの給付水準を維持すること。
 - ② 一時金等からも掛金を徴収する総報酬制を撤回すること。
 - ③ 在職老齢年金について、在職者に対する年金カットを撤回すること。
 - ④ 61歳～64歳については、働くことが困難な場合に満額年金支給の措置を講ずること。
 - (2) 短期給付の掛金については、本人負担を軽減するよう国および共済組合本部にはたらきかけること。
 - (3) 公立学校共済組合の指定事業・一般事業については、内容をさらに改善し、組合員の保健・福祉の増進をはかること。
 - (4) 人間ドック診断結果による精密検査が「義務免」の対象となっていることから、「脳ドック」および「婦人がん検診」の診断結果による精密検査について「義務免」として取り扱うこと。
 - (5) 公立学校共済組合宿泊施設「ホテルライフオート札幌」について、大幅な道費補助をはかること。
 2. 社会保険料の徴収手続きなどについて、教職員が将来受給する年金額に影響を与えないよう適切に対応すること。また、社会保険料の徴収誤りなどにより受給する年金額に影響がある場合には、責任をもって対応すること。
 3. 「マイナ保険証」の取得はあくまで任意であり、組合員および被扶養者の判断に委ね、強制しないこと。また、「マイナ保険証」を取得していない場合の「資格確認書」による対応について、今後も継続すること。
 4. 全道教職員体育大会については、教職員の「心身の健康保持・増進」を目的として、公立学校共済組合が主催者であり、道教委も後援していることから、現状の助成額を維持すること。
 5. 教職員住宅の入居料については、引き下げをはかるとともに、高額な入居料を徴収している市町村に対しては引き下げを指導すること。また、エアコンの設置やトイレ便座の更新など居住環境改善のための予算措置を講じること。
 6. 道立高校およびしょうがい児学校の教職員住宅については、知事部局と同様に民間資金を活用し、新築や改築、新增築などを計画的にすすめるとともに、へき地等でも安心して生活できる環境を整えるなど、公宅建築整備を行うこと。
 7. 教職員のいのちと健康を守るため、健康診断の受診にあたっては本人の自己決定権を保障するこ

と。その上で、検診科目の拡大をはかり、X線検査は直接撮影に切り替えること。検診結果については、個人のプライバシーを守るため厳正に情報管理を行うこと。あわせて、教職員の健康診断業務を養護教員はじめ教職員に担わせないこと。

8. 教職員の健康診断・人間ドックなどについて、検診内容の充実やがん検診など種類拡大をはかるとともに、医療機関との連携により地域指定医療機関を設置すること。

9. 定期健康診断業務については、北教組と十分交渉・協議すること。

(1) 定期健康診断業務については、受診者の希望と意向を尊重し、地域の医療機関での受診を基本とすること。

(2) 定期健康診断業務にかかわっては、健診内容などの充実および改善、受付業務等の改善をはかること。あわせて、現在の水準を絶対に下回らないこと。

(3) 「健康診断業務・保健指導業務」については、メンタルヘルス対策を含め、体制の整備と充実をはかること。あわせて、独立した専門部署として設置すること。

(4) 道立学校において、第1次定期健康診断を指定日に受診できず、他日、他校で受診する場合は、「外勤又は出張」となることを学校現場に周知すること。

自律的・民主的な職場づくり

20 主任制度を撤廃し、主任手当予算を全額教育条件整備のための財源とすること。

21 「副校長」および「主幹」は廃止すること。少なくとも、「主幹教諭」については、その職務内容を弾力的に運用し、持ち授業時数の制限を撤廃して、欠員の補充や担任の持ち授業時数の削減に活用できるようにすること。あわせて、主幹教諭にかかわる加配を完全に措置すること。

22 「主務教諭」や「指導教諭」は職場の一層の重層化や業務負担の増大などを招く恐れがあることから設置しないこと。導入する場合は、北教組と十分に交渉・協議を行うこと。設置・任用にあたっては、従来の職務内容を変更せず、処遇改善として位置づけること。

23 「研修主事等の研修に関する中核的な役割を担う教員」の設置を強制しないこと。

へき地の条件整備

24 都市部と「郡部・へき地」等における生活・文化・医療などの相対的格差を踏まえ、「へき地」教育の振興・充実をはかるため、教職員の人事交流や人員確保、労働・生活条件改善など、「へき地」の教育条件整備をすすめること。

平和教育の推進

25 平和教育の実施にあたっては、「政治的中立性」を口実に学校現場を萎縮させることなく、各学校

の自主的な教育活動を最大限尊重すること。

地教行法「改正」にかかわる教育委員会制度について

26 政治的中立性や教育の継続性・安定性が確保された、民主的な教育をすすめる教育委員会制度を実現すること。

1. 政治的中立性を保つため、教育委員会の意思決定および執行権限を尊重すること。総合教育会議においては首長と対等な立場で協議し、教育委員会が主体的な判断を行うこと。
2. 教育長や教育委員の選任手続きを透明化するため、教育長候補者の議会での所信表明・質疑応答を実施すること。また、教育委員については準公選制（道民推薦制など）の導入をめざすこと。
3. 開かれた教育行政とするため、道民から直接意見を聞く場を積極的に設けるとともに、公開案件の拡大、傍聴制限の撤廃、移動教育委員会の定例開催など、公開傍聴制度を抜本的に改善すること。

ジェンダー平等教育・包括的性教育推進

27 性差別や性別役割分業意識をなくし、ジェンダー平等教育および包括的性教育をすすめるため、次の対策を講ずるとともに市町村教育委員会および校長等に対して強く指導を行うこと。

1. 人権やジェンダー平等を尊重し、「デートDV」の防止や、生涯にわたる心身の健康管理（プレコンセプションケア）など、自他の尊厳と健康を守るための「包括的性教育」を各学校で推進すること。その際、国の「生命（いのち）の安全教育」にとどまることなく、また学習指導要領の「はどめ規定」に縛られず、子どもの実態に応じた教育実践が保障されるよう周知・徹底をはかること。
2. 性別で分けない名簿（男女混合名簿等）の導入を積極的に指導すること。あわせて、改訂された「生徒指導提要」を踏まえ、子どもの意見を反映するプロセスを設けながら、性別を前提とした制服や校則の見直しをすすめること。
3. 受験生に対し中学校へ提出を求める「個人調査書」等における、性別記入欄を廃止すること。
4. LGBTQなどの子どもへの対応について、本人の意思表示を前提とした個別対応にとどめず、性別で分けることを前提としない「すべての子どもに共通する対応」となるよう、研修会等を通じて周知・徹底をはかること。

「子どもの権利条約」の具体化について

28 「北海道こども基本条例」を広く周知するとともに、学校において子どもの権利擁護が実効性をもつよう、市町村教育委員会に対してはたらきかけること。

1. 「子どもの権利条約」および「北海道こども基本条例」を具体化するため、必要な子ども施策予算を確実に確保すること。あわせて、子どもの人権を監視・擁護する独立した機構として「子どもコミッショナー」を早急に設置すること。
2. 子どもの人権および教育を受ける権利を保障するため、「出席停止措置」を安易に行わないこと。また、関連施設を新設するなど、子どもを隔離・分断することにつながる措置を講じないこと。
3. 児童虐待およびヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と緊密に連携して適切な対応をすすめること。

ること。対応にあたっては、アンケート調査や相談窓口の設置といった表面的な施策にとどまらず、当事者の子どもに対する根本的かつ実効性のある支援を行うこと。